

## DCとはDefined Contributionの略です。 年金分割は女性への配慮となるのか

今回の年金改正では、「離婚時の年金分割」が導入されます。離婚時の年金分割というのは、夫がもらえる予定の厚生年金について、一定の額（最大その2分の1）を婚姻していた期間に相当する分だけ分割してもらえる制度のこと。ただし、ここで勘違いしてはならないのは、年金ですから離婚した時点でもらえるわけではなく、あくまでも将来年金を受給するときに分割してもらえる制度だということです。

### 【年金分割とは】

妻が家事や育児などで夫に長年協力しても、夫名義の厚生年金はあくまで夫だけに支給されます。妻も会社に勤めたことがあれば自分名義の厚生年金を受け取れますが、その期間が短いと金額はわずかなものに過ぎません。

離婚時の年金分割は、2007年度から実施される予定で、この制度が導入されれば仮に離婚した（または夫が行方不明）としても元妻が年金受給年齢に達したときにももらえる年金額は増えることになり、元夫が亡くなくても支給は続きます。

年金の分割には夫の同意が必要なものの、これまで専業主婦の妻が離婚した場合、将来もらえるのはモデルケースで月約6万6千円の国民年金だけでした。厚生年金分が上乘せされることになれば、老後の年金額が増えるというわけです。

### 【再婚する場合は】

さて、一般的には女性の立場に配慮したと理解されている離婚時の年金分割ですが、ここでは別の側面から考えてみたいと思います。

たとえば離婚した女性にとっては有利な制度だといえるでしょう。しかし、その女性が離婚してそのまま一生ひとりで過ごすとは限らず、むしろ、再婚する可能性の方が高いかもしれません。問題はそのときです。

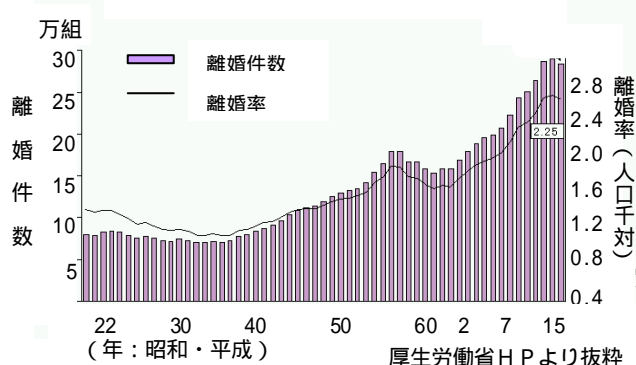
### 【データで見る離婚】

といいますのは、厚生労働省が発表しているデータ「同居期間別離婚件数の年次推移（5年未満～35年以上を段階的に表示）」を見る限り、平成15年の離婚件数28万3千906件のうち、最も件数が多いのは5年未満の9万6千840件

平成16年6月25日

となっています。それ以上の期間になると徐々に離婚件数が減っていくというデータがあります。ですから、離婚後、再婚する可能性は高いといえるでしょう。また、昭和50年の統計では年間11万9千135件でしたので、大きな流れとして離婚は増加傾向にあるということがいえるでしょう。ということは、女性自身は初婚の方であっても、結婚する男性が再婚というケースは十分に考えられるわけです。

離婚件数及び離婚率の年次推移



同居期間別離婚件数の年次推移

同居期間	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成15年
総数	119,135	166,640	199,016	283,906
5年未満	58,336	56,438	76,710	96,840
5～10年未満	28,597	35,338	41,185	62,674
10～15年未満	16,206	32,312	25,308	39,101
15～20年未満	8,172	21,529	19,153	26,720
20～35年未満	6,510	19,326	30,037	40,088
35年以上	300	1,109	1,840	4,963

データは厚生労働省HPより抜粋、表は岡三証券作成

前述のとおり、今回の制度は年金をもらう側、つまり離婚する女性の場合には有利な制度ですが、夫となる結婚(再婚)相手が再婚だとすれば、また事情は異なります。夫と元妻の婚姻期間の分割分は元妻に支払われる可能性があり、その後を離婚せずに連れ添った場合に家計として将来もらえる厚生年金の額が少なくなってしまうからです。

もし、結婚(再婚)を考えている相手の男性に離婚歴がある場合は「年金の種類」だけでなく、「年金が分割されているかどうか」もポイントの1つになるかも知れません。

以上